

基本目標 1 人がいきいきと暮らすまちづくり

施策 1 地域福祉の推進

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 伊瀬谷 渉

【施策の目的(目指す姿)】

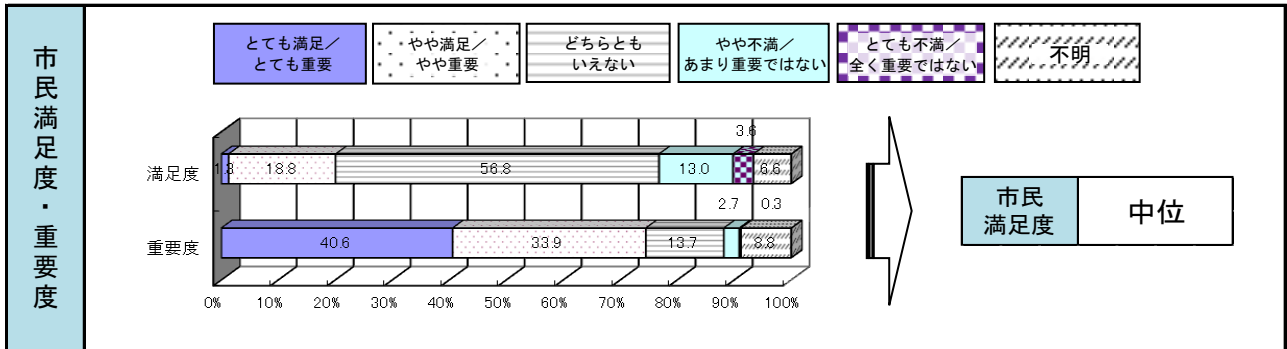
対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民, 地域	共に支え合う地域社会の形成が図られている

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
まちづくり評価アンケート調査「福祉サービスが適切に受けられる」と答えた市民の割合*1	↑	%	
まちづくり評価アンケート調査「地域で支え合いが進んでいる」と答えた市民の割合*2	↑	%	

*1, *2 上記指標の当初値

27年度から新たに設定した指標。当初値は、26年度の当初値としている。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
支援を必要とする人が福祉サービスを受けられる仕組みづくり	30	30	10	30	40	12	30	やや小さい
共に支え合うことができる地域環境づくり	30	20	30	20	30	9		
地域福祉を担うひとづくり	30	20	30	20	30	9		

【取組内容と成果】

【取組内容】

平成21年度の第1期盛岡市地域福祉計画の中間年度見直しにおいて、市民の意識が「ボランティア活動」「支えあい活動」「災害時の対策」について関心が高くなっていったことから、災害時要援護者避難支援対策を計画内容に位置付け、避難支援の協力協定の締結などを進めるとともに、災害時用支援者登録情報の地域での活用の充実を進めている。

平成26年度は、地域福祉ワークショップや地域福祉フォーラムのほか、岩手県立大学の共同研究などを実施しながら、第2期地域福祉計画及び盛岡市避難行動要支援者避難支援計画を策定した。

平成27年度は、第2期地域福祉計画に基づき、地域トータルケアシステム構築に向け、盛岡市社会福祉協議会に地域福祉コーディネーターを2名設置したことにより、これまで解決が困難であったセルフネグレクト(自己放棄)による生活環境の悪化の事案(いわゆる「ゴミ屋敷」)などに対し、環境部門と連携した取組を行いながら、必要なサービスに結び付けるなど、的確なサービスを提供する仕組みの構築を推進できた。

また、地区福祉推進会単位とした杜陵地区及びみみたけ地区をモデル地区として指定し、地域における日常生活の支え合いに関する実態調査や、企業を対象とした地域貢献に関する実態調査を実施することにより、地域福祉活動などの現状やニーズなどを定量的に把握することができた。

非常勤事務嘱託1名を配置し、避難行動要支援者情報提供同意者名簿への登録勧奨を推進した。

地域福祉の担い手の育成については、幅広く参加しやすい、共生社会づくりフォーラムなどを開催したほか、ワークショップなど、実践的なまちづくりに関する技術を習得するための連続講座を開催し、福祉活動を牽引する中核的な担い手として期待される多くの福祉の専門職員が人材養成講座に参加するとともに、多くの市民等が共生市民社会に関するフォーラムに参加した。

【成果】

これらの取組により、支えあいマップ作りを行った団体が210団体になり、避難行動要支援者の避難に協力できる方が8,789人となるなど、「福祉サービスを適切に受けられる」と答えた市民の割合の上昇につながったと考えている。

【成果を押し上げた要因】

地域や、家庭が抱える複合的な課題に対応するため、盛岡市社会福祉協議会に設置した地域福祉コーディネーターが中心となり、各分野の関係機関や、民生委員などと積極的に連携を図りながら個別支援を行うとともに、同じような事案に対応できるような支援体制の構築に取り組んだこと。

モデル地区を指定して調査実施したことにより、小地域における実態を把握につながったこと、また、地域福祉の中核的な担い手の層や興味関心が薄い層に対応するためのフォーラムや講座を実施したこと。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

地域での支え合いが進んでいると答えた市民の割合が5.4ポイント減少した。

このことは、指標のひとつとしている地域の支えあいの一翼を担うボランティア団体数及びその登録者数がともに5～10%減少したことに現れていると考えている。家族形態の変容や地域コミュニティの希薄など地域社会を取り巻く環境が変化している中で、近所付き合いや地域活動に参加する人が少なくなるとともに、地域住民同士の日常的なつながりの希薄化が進んだことにより、地域活動に参加したい人や、日常生活の支援への協力ができる人が、そのきっかけを得ることが困難になっていることが考えられる。

また、東日本大震災の発災による災害ボランティアに対する関心の高まりが、年数を経ることにより落ち着いてきたことも一因として挙げられる。

【これからの課題】

地域住民のつながりの希薄化、家族力、地域力の低下が指摘されている中で、地域のさまざまな福祉課題は、地域の実情によってとらえ方が異なり、温度差があることから、第2期盛岡市地域福祉計画に基づき、地域福祉コーディネーターの設置を着実に進めながら、個別支援だけでなく、地域資源を活かした仕組みづくりを推進するなど、各分野の相談支援機関などが有機的に連携できるような仕組み(地域トータルケアシステム)を構築する必要がある。

また、モデル地区で実施した調査結果をもとに、企業の協力など新たな社会資源の開発も含めた小地域における地域の支え合い体制が機能するような環境の整備や仕組みの構築に向けた取組を進め、公的な福祉サービスだけでなく、持続可能性の高いインフォーマルな福祉サービスやコミュニティビジネスなど、地域の社会資源がその機能を発揮できるような環境の整備や仕組みの構築を進めていくことが求められる。併せて、それらの活動を担う人材育成を進めることが求められる。

地域福祉活動への参加や興味関心を高めるための継続的な人材育成や企業の地域福祉活動の参加を促進することによる担い手の範囲の拡大や町内会や地区福祉推進会などの小地域レベルでニーズのマッチングを行うことができる仕組みの構築が求められている。特に、大雨災害が多発しており、災害ボランティアを含め、引き続き、ボランティアの増加につなげる取組を進めていく。

【各主体に期待する役割】

○ 市

・多機関が連携して地域の課題解決にあたるための地域トータルケアシステムの構築を推進すること。
・市民、団体、事業者等のボランティア活動、社会貢献活動への参加意識を高める取組や、NPO等民間団体によるボランティア活動と地域団体等が連携・協働できる仕組みづくりの推進、地域福祉団体や社会福祉協議会による福祉推進活動、ボランティア育成事業等への支援を行うこと。
・市社会福祉協議会のボランティア育成事業について、補助を行う等について、今後も継続して取り組むこと。
・ボランティア活動について、意識啓発に努めること。

○ 国・県・他自治体

企業、NPO等の社会貢献やボランティア活動に対する支援対策の枠組みづくりや自治体が行う地域福祉づくりや各種福祉活動推進、ボランティア育成等の事業への支援を行うこと。ボランティア活動について、意識啓発に努めること。
そのため、社会保障制度の充実、市の取組に対する後方支援、地域福祉の担い手を育成や地域福祉に対する理解を深める機会のほか、地域福祉活動に対する理解を深める機会の創出の支援などを行うことが求められる。

○ 市民・NPO

地域団体、行政、企業・団体等との連携・協働による自主的な福祉コミュニティ構築への取組、地域での支え合い活動やボランティア活動への参加、災害ボランティアに限らず、町内会活動等の市民活動を活発にしていくこと。
そのため、社会保障制度や地域トータルケアシステムに対する理解を深めること、地域における福祉活動に参加すること、地域福祉を推進するための講座や、地域福祉活動に対する理解を深めることが求められる。

○ 企業・その他

地域での社会貢献活動やボランティア活動への参加、支援。企業等はユーザーレイティッドマーケティング(寄付金付き商品の販売等)により、福祉の推進を図ることが期待される。また、企業の社会的責任(CSR)のもと、積極的な社会貢献を行うことが期待される。

そのため、福祉サービスの担い手として、適切なサービス提供を行うこと、企業の社会貢献として、地域福祉活動に参加するほか、従業員の地域活動への参加を促進すること、企業の社会貢献として、地域福祉活動の支援を行うほか、従業員の地域活動への参加に対する理解を深めることなどが求められる。

(余白)

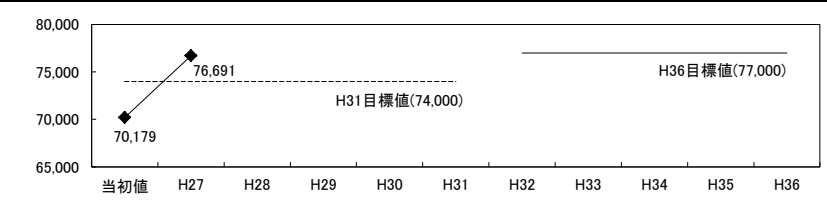
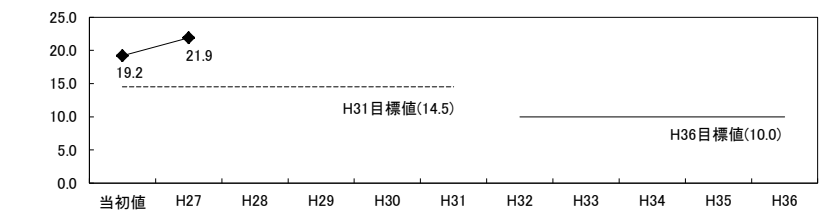
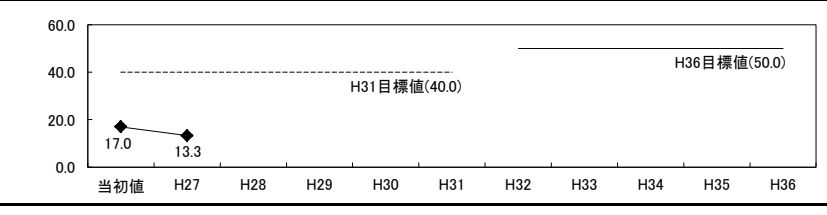
施策 2 子ども・子育て、若者への支援

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 伊瀬谷 渉

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
保護者, 子ども	安心して産み育てることができる, 健やかに成長できる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
子育て支援サービス利用者数	↗	人	
まちづくり評価アンケート調査「子育てをつらいと感じている」と答えた子どものいる親の割合	↘	%	
まちづくり評価アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合	↗	%	

市民満足度・重要度

とても満足／とても重要

やや満足／やや重要

どちらともいえない

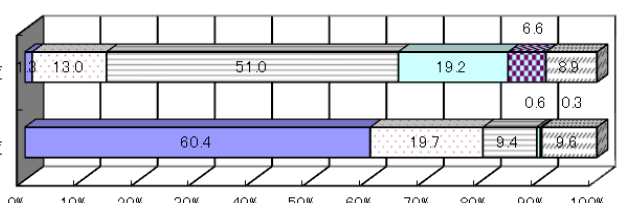
やや不満／あまり重要ではない

とても不満／全く重要ではない

不明

満足度

重要度



市民満足度 やや低い

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
保育環境の充実	40	60	0	0	30	12	51	やや大きい
育児不安の軽減	25	25	25	25	20	5		
支援体制の充実	95	5	0	0	20	19		
母子保健・予防の推進	80	0	20	0	10	8		
困難を抱えた子ども・若者の支援	40	20	20	20	10	4		
児童・青少年の健全育成	30	20	30	20	10	3		

【取組内容と成果】

【取組内容】

- ・平成27年4月1日時点で9人であった待機児童数は、平成28年4月1日時点で0人を達成できた。
- ・地域子育て支援拠点事業において、広場型2箇所と、センター型8園(拠点保育園のとりよう保育園と民間委託7園)において事業を展開し49,617人の利用者となった。
- ・市内2箇所で開催している「つどいの広場事業」において、利用者数が27,074人となり6ポイント弱増加した。
- ・妊婦検診審査の受診率が1ポイント程上昇するとともに、子育て相談、ママのあんしんテレフォンの利用者が若干増加した。

【成果】

子育て支援サービスの利用者数が76,691人と前年度を10ポイント弱増加させることができた。
しかしながら、子育て支援サービス利用者数と市民アンケート調査で「子育てをつらいと感じている」と答えた市民の割合については 上昇し、また、「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」と答えた市民の割合は下落するなど、目標値を達成できなかった。

【成果を押し上げた要因】

【子育てサービス利用】

- ・「待機児童解消事業」において、定員の弾力化に取り組んだことにより、入所児童数の定員が拡大し、待機児童数0人に大きく貢献した。
- ・認可保育所や小規模保育園の新規開設相談等に積極的に関わり、保育所定員を168人増やすことに貢献した。
- ・私立児童福祉施設等運営事業」及び「子どものための教育・保育給付事業」において、既存施設とともに、新規開設した保育所等へも運営費を支給したため、保育所等の運営に支障が生じないようにすることで、待機児童数0人に大きく貢献した。
- ・地域子育て支援センター及びつどいの広場「KOKKO」「にっこ」とも利用者数が増加したが、このことは、事業の周知が進み、市民が利用しやすい施設として定着してきていることが要因と考えられる。

【その他】

- ・住民異動の窓口等で各医療費給付事業及び母子父子寡婦福祉資金の手続き等について案内を行うなど周知を図った。
- ・不妊に悩む方への特定治療支援事業において、助成額の増額や男性不妊治療など拡充されたため。
- ・子育て相談及びママの安心テレホン利用者の増加について、乳児家庭全戸訪問で、子育て支援情報の提供を行った。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【アンケート調査「盛岡市の子育て支援策・支援活動が充実していると感じる」及び「子育てをつらいと感じている」と答えた市民の割合】

- ・「地域における子育て支援」や「子育てを支援する生活環境の整備(もりおか子育て応援パスポート事業、赤ちゃんの駅設置事業)」、「保護を必要とする子どもへの取組の推進(児童養育支援活動事業、要保護児童対策地域協議会の設置・運営)」など、さまざまな施策に総合的に取り組んできたが、子ども・子育て支援に対する市民関心の高まりやニーズの多様化・高度化が進んでいることが要因の一つと考えている。
- ・また、「小1の壁」といわれるように、就学前、共働き家庭により保育所を利用していた児童が、就学後の放課後に、放課後児童クラブを利用するニーズが高くなっており、基準より多くの児童を受入れざるを得ない施設がある。児童センターは定員を設けていないため、多くの児童が利用している状況となっていることが考えられる。
- ・子育て中の親の情報交換の場や気軽に相談を行える窓口などは、ニーズの高まりにサービス量が追いついていない状況がある。

【これからの課題】

【保育環境の充実】

- ・国の定義に基づく待機児童数は0人となったが、特定の保育所を希望するなどにより、保育所等に入れない児童が存在していることから、さらに定員の拡大を進める必要がある。
- ・定員拡大を進めることで保育士も必要になることから、保育士が働きやすい環境を整備し、資格取得の際の補助など人材確保に努める必要がある。

【放課後の児童の居場所づくり】

- ・放課後児童クラブについて、設備基準、定員基準を満たすため、クラブの分割にともなう、新たな活動ができる場所や費用、職員や放課後児童支援員等の人材が必要になることから、関係団体との調整を図っていく。
- ・児童館や児童センターでは、児童厚生員等の必要人数を定めているが、受け入れニーズへの対応や安全面の配慮から、児童が非常に多い場合などの児童厚生員の配置を含め見直しを検討していく。

【子育て支援の環境づくり】

地域子育て支援センターやつどいの広場を中心に子育ての悩みや不安に対する相談、子育て情報の提供や交流等幅広く子育て支援を展開するとともに、妊娠期から育児期までの切れ目ない総合的な相談・支援をワンストップで行う「子育て世代包括支援センター」の設置や多様な主体の参画による子育て応援拠点の新設など、子育てを楽しみと感じられるよう市民ニーズに応じていく必要がある。

また、広報やホームページ、各種イベントなどを活用し、あらゆる機会をとらえて、盛岡市の子育て支援策・支援活動を市民に周知していく必要がある。

【その他】

- ・医療費給付事業について、市民等から中学校卒業までの対象拡大及び現物給付の実施並びに自己負担額の全額無料化について要望があり、継続的な検討を行う。
- ・3歳児健康診査の2段階方式について、3歳児健康診査二次健診受診につながるような周知や勧奨などを行う必要がある。
- ・少年の健全育成について、より効率的な巡回時間やコースの設定をするとともに、悩みを抱える少年の相談を受けるための相談員の体制強化とスキルの向上を図る。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【保育環境の充実】【子育て支援の環境づくり】

- ・認可保育所や放課後児童クラブへの運営費の支給により、良質かつ適切な保育の運営を支援したり、必要な施設整備のために補助金を交付することで、施設の環境整備を支援する。
- ・地域子育て支援拠点施設の整備及び地域での子育て力再構築の支援

【その他】

- ・市は医療費給付要綱に基づき医療費を助成している。
- ・健診は、法に基づく事業であり、公益性を求められる事業のため盛岡市が主体的な役割を担うこととしている。
- ・困難を抱えた子ども・若者支援のための社会資源の把握、相談窓口等の情報提供、支援者向け講座の開催・ネットワークの形成を行う。
- ・「盛岡市子ども・若者育成支援計画」に基づき、学校、地域、行政、庁内各課が連携して青少年を取り巻く環境づくりの方向性を示す。

○ 国・県・他自治体

【保育環境の充実】【子育て支援の環境づくり】

- ・国や県は、認可保育所等に係る運営費や各種交付金を補助率に基づいて市に交付することで、施設の運営を支援する。
- ・税制を含めた経済支援策の充実や保育所以外の子育て支援サービスの法定化

【その他】

- ・県は県内市町村に対して医療費助成事業に対して補助を行っている。
- ・支援機関の連携体制の構築(子ども・若者支援地域協議会)
- ・国、県では、将来を担う青少年の健やかな成長を促進するため、人材育成、地域社会の形成などの施策を掲げている。

○ 市民・NPO

【子育て支援の環境づくり】

- ・地域での子育て力の構築を進める。

【その他】

- ・健診については委託先である医師会及び歯科医師会との密接な連携のもと、今後も事業の推進を図る必要がある。
- ・ニート・ひきこもりへの対応を専門的に取り組んでいる民間団体による支援を進める。
- ・家庭や地域が青少年健全育成の取組の中で果たす役割は大きい。

○ 企業・その他

【子育て支援の環境づくり】

- ・社会を構成する一員として、自主的な取組(子育て応援パスポート事業等)の推進

【その他】

- ・町内会、民生委員・児童委員等によるひきこもりの早期発見、早期支援。
- ・青少年に悪い影響を与える商品の販売を自粛するなど、企業としても果たすべき社会的責任がある。

(余白)

施策 3 高齢者福祉の充実

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 伊瀬谷 渉

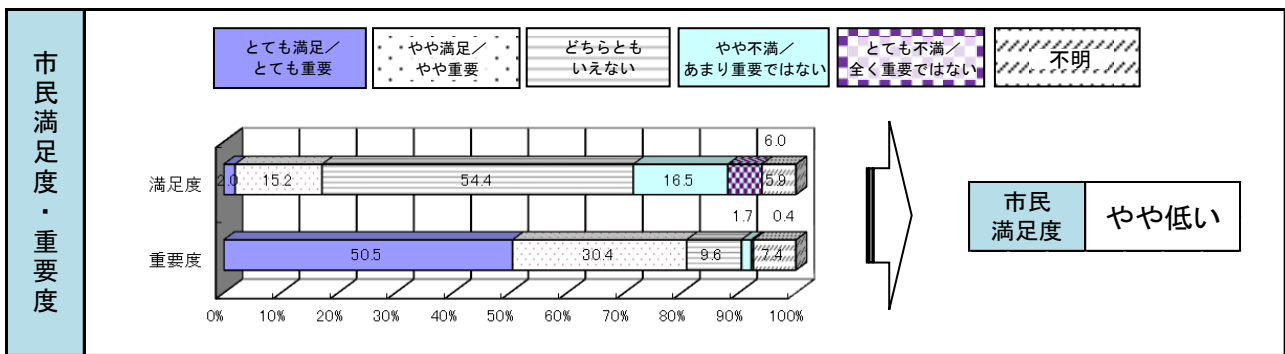
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	生きがいを持って充実した生活を送れる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
75歳介護保険認定者数/75歳人口*	→	%	
まちづくり評価アンケート調査「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合	↗	%	

*「75歳介護保険認定者数/75歳人口」の当初値
27年度から新たに設定した指標。当初値は、26年度の実績値としている。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
地域包括ケアシステムの構築	50	20	10	20	40	20	39.5	やや大きい
高齢者の健康・生きがい対策の充実	40	5	50	5	30	12		
高齢者福祉サービスの充実	25	25	25	25	30	7.5		

【取組内容と成果】

(取組内容)

【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括支援センター等で実施している相談業務が、以前よりも充実してきている。

【高齢者の健康・生きがい対策の充実】

○老人のための明るいまちづくり推進事業

- ・老人クラブ活動の促進 クラブ数 246クラブ 会員数 13,734人 (H26 246クラブ 13,967人)
- ・老人スポーツ祭典 参加者数 約 800人 (H26 約 900人)
- ・老人作品展 出展数 281点 (H26 268点)
- ・老人芸能大会 出演団体 39団体 参加者数 約 433人 (H26 35団体, 約 384人)

○敬老バス運行事業

延べ利用台数 399台 (H26 376台)

○もりおか老人大学開催事業

平成27年度入学生 1,006人 (H26 1,022人)

老人クラブの会員数が減少しているものの、平成27年度の各事業への参加者は、ほぼ前年度並みとなっており、社会活動に参加する高齢者が着実に増加している。高齢者が積極的に外に出て、仲間づくりや生きがいづくり、学習に取り組むことは、高齢者の孤立防止や健康増進、介護予防への効果が期待できる。

また、一次予防事業普及啓発・支援事業で実施している「はなまるシニア筋力アップ教室」は、高齢者が身近な場所で交流しながら、気軽に介護予防ができる場として、参加者が年々増加しており、平成27年度も1会場増設して実施した。

○参加人数の推移

H22 98人, H23 622人, H24 994人, H25 1,408人, H26 1,513人, H27 2,218人

【高齢者福祉サービスの充実】

○介護保険サービスの利用状況

・介護保険サービス利用者数の実績人数の推移

(H25利用者数実績人数) (H26利用者数実績人数) (H27利用者数実績人数)

11,383人

11,921人

12,504人

○介護保険事業計画の進行管理

・介護保険事業計画に対する介護保険サービス給付費の達成度

(H27給付費計画額) (H27給付費実績額) (H27達成度)

22,829,895千円 22,115,242千円 96.9%

(成果)

市民アンケート調査で「生きがいを持って暮らしている」と答えた高齢者の割合は、66.6%となっており、ほぼ横ばいを維持できた。

75歳人口に対する介護保険認定者数の比率(認定率)は、横ばいを目標としているが、9.3%となっており、ほぼ横ばいを維持できた。

【成果を押し上げた要因】

【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括支援センターを従来の7箇所から9箇所に増やすとともに、センターの職員も所要の増員を行ったことや、従事職員対象の研修を充実させたため。

【高齢者の健康・生きがい対策の充実】

高齢者の社会参加につながる取組として、生きがい活動を支援する「老人福祉センター管理運営事業(27施設)」、「老人クラブ活動促進事業」、「もりおか老人大学開催事業」等を通じ、高齢者の社会参加を促進した。また、老人福祉センターを活用しての介護予防教室(太極拳, ヨガ)の開催や敬老バス事業などを通じて、生きがい活動支援の充実を図った。

また、はなまるシニア筋力アップ教室で実施している内容は、運動機能の向上を目的とした全身ストレッチや筋力アップ体操であり、体育指導員等を講師として実施しているが、事前受付を行わないことなどもあり、高齢者が気軽に参加できる教室として定着してきている。

【高齢者福祉サービスの充実】

介護保険サービス利用者数が増加している。これは、介護保険制度の浸透やサービス提供事業所の必要量が整備されてきていることによる。また、地域ケア会議などを通じた地域団体や民生委員等との協働による地域ケア体制の構築に取り組んだ。

・介護保険サービス利用者数の増加状況

(H26利用者数実績人数) (H27利用者数実績人数) (増加率)

11,921人

12,504人

4.9%

・介護サービス事業所数の増加状況

(H25.7)

(H27.7)

(増加率)

1,993事業所

2,116事業所

6.2%

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括ケアシステムは、取組が始まったばかりという段階であり、市が目指している地域包括ケアシステムの全体像が明確になっていないことに併せ、地域包括ケアシステムの構築に向けた事業が、多種様々で新たな事業であることから、マンパワーの整備等が必須である。

【高齢者福祉サービスの充実】

高齢者が要介護者・要支援者とならないようにするため、介護予防の取組を進めている。しかし、高齢者のみの世帯が増加していることに加え、介護保険サービス提供事業者の充実により利用しやすい環境が整ってきていることやサービスを通じて他者と関係を築くことによる安心感が大きいものと考えられることから、認定を受けて介護保険サービスを利用したいとする方が増えている。

介護保険法の改正により、高齢者が誰でも利用できる一般介護予防に力点を置いた「介護予防・日常生活支援総合事業」を実施する必要があるが、二次予防事業の廃止に係る関係事業者、事業利用者との調整作業と介護予防・日常生活支援総合事業実施に向けた準備作業を進める必要があり、体制整備を含め対応が必要となっている。

また、高齢者人口及び高齢者のみの世帯が増加していることや、家族介護が難しくなっている状況となっていることにより、介護保険給費が増大している。

【これからの課題】

【地域包括ケアシステムの構築】

地域包括支援センターの体制については、今後も高齢者数に応じて所要の見直しを行っていく必要とともに、限られたマンパワーを上手く回していく手法の検討が必要となっている。

そのため、地域包括ケアシステムの構築に向けて、工程表を作成するなど、集中的に1つ1つの事業を進める。

市民の関心も高い認知症対策の充実を先行させて、認知症を切り口に、市民や民間法人等の地域包括ケアシステムに対する理解や協力を求めていく。また、平成29年4月開始の「介護予防・日常生活支援総合事業」の円滑な実施に向けて取り組む。

【高齢者の健康・生きがい対策の充実】

高齢者人口が急速に増加する中、特に団塊世代の高齢化に対応するためにも、現行事業を検証しながら、多様化する高齢者の社会参加や社会貢献等に対するニーズを把握する。

また、高齢者にとって身近な施設である老人福祉センター等を中心とした公共施設において、住み慣れた地域で気軽に介護予防に参加できるような機会の提供を行う。

はなまるシニア筋力アップ教室は、現在4会場で実施しているが、今後、教室の実施会場を増やしていくことで、更に成果向上を目指す。

【高齢者福祉サービスの充実】

65歳以上の高齢者人口の増加、特にこれに占める75歳以上の後期高齢者が増加していることに伴い、介護保険認定者も増加している。制度の浸透とともに、介護サービス給付費の増大も課題となっていることから、介護予防事業や相談事業の充実とともに、在宅福祉施策や地域ケア体制整備を一層推進する必要がある。

また、介護予防事業への参加者数をさらに伸ばすため、参加しやすい環境づくりに力を入れるとともに、事業内容をより市民ニーズに合った内容に見直していく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・地域包括支援センターの充実、医療・介護の連携の充実、認知症対策の充実、生活支援サービス提供体制の整備に取り組む。
- ・活動拠点の整備、情報提供、市民、NPO、地域団体、企業等の協働による受け皿づくり、高齢者の自主的な社会参加、生きがいの活動の支援
- ・在宅福祉施策を一層推進する。また、介護保険制度の運営を確実に進めるとともに、市民生活の状況や介護保険サービス事業所の運営など、介護の現場の実態を常に把握し、国や県と連携して制度の維持と適正な利用、認定、保険料の納付確保を行っていく責務がある。

○ 国・県・他自治体

- ・市に対する情報提供、人材育成、地域包括ケアシステム構築に向けた環境づくりを行う。
- ・高齢者の就業、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境等、高齢者対策の枠組みづくりや対策の推進、調査研究、情報提供
- ・介護従事者の処遇改善や人材確保策が課題となっており、法制度の面から制度を支える国は、介護報酬の改定を含め制度の仕組みそのものを適切に成熟化させていく責務がある。

○ 市民・NPO

- ・地域での支え合いに参加する。
 - ・自立を基本に、行政、地域の支援を活用しながら、支え合いや協働により、自己の適正にあった社会参加、社会貢献活動を通じて、生きがいを高め、高齢社会の一員として、いきいきした生活を送る。
 - ・狭義では介護保険料を負担する40歳以上の市民、広義では市民すべてが、介護保険制度を支えていると言ってよい。したがって、保険料負担への理解や要介護高齢者に対する社会の理解が今後さらに高まることが、持続可能な社会保障制度としての介護保険制度を運営していく上で必要である。
- また、地域福祉の観点から、地域社会が広く高齢者の生活を見守り支えていく、助け合いの精神による互助の機能が今後一層高まることが期待されている。なお、NPOにあつては、介護サービス事業者としての活動だけでなく、援護の必要な高齢者を支える多様なサービスの提供の面においても活動が期待されている。

○ 企業・その他

- ・質の高い医療、介護、生活支援サービスなどの提供を行う。
- ・企業の社会的使命を自覚しながら、地域の一員として、それぞれの特性を生かした地域貢献、高齢者の社会参加、生きがい活動を支援する。
- ・介護サービスを提供するほとんどの事業所が、法の趣旨及び制度の仕組みに沿って事業を展開し制度を支えている。しかし、一部に不正請求や、真に必要なサービスを提供していないという事案も、報道等に散見されることも事実であり、適切に運営していく社会的責務がある。また、企業の社会参加活動の一環として、認知症高齢者に対する理解促進を図る社員教育を行ったり、施設整備の面や接遇の面でユニバーサルデザインの考え方を導入するなど、新たな動きも出てきており、今後増加していくことが望まれる。

基本目標 1 人がいきいきと暮らすまちづくり

施策 4 健康づくり・医療の充実

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 伊瀬谷 渉

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	生涯にわたり健やかに暮らすことができる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
3大死因*1の死亡率 (人口10万対年齢調整死亡率*2)*3	↘	割合	<p>230.0 220.0 210.0 200.0</p> <p>◆ 225.6</p> <p>H31目標値(223.3) H36目標値(221.1)</p> <p>当初値 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36</p>
まちづくり評価アンケート調査「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合	→	%	<p>100.0 90.0 80.0</p> <p>◆ 90.8 ◆ 90.8</p> <p>H31目標値(90.8) H36目標値(90.8)</p> <p>当初値 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36</p>
まちづくり評価アンケート調査「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた市民の割合	→	%	<p>100.0 90.0 80.0</p> <p>◆ 90.9 ◆ 89.8</p> <p>H31目標値(90.9) H36目標値(90.9)</p> <p>当初値 H27 H28 H29 H30 H31 H32 H33 H34 H35 H36</p>

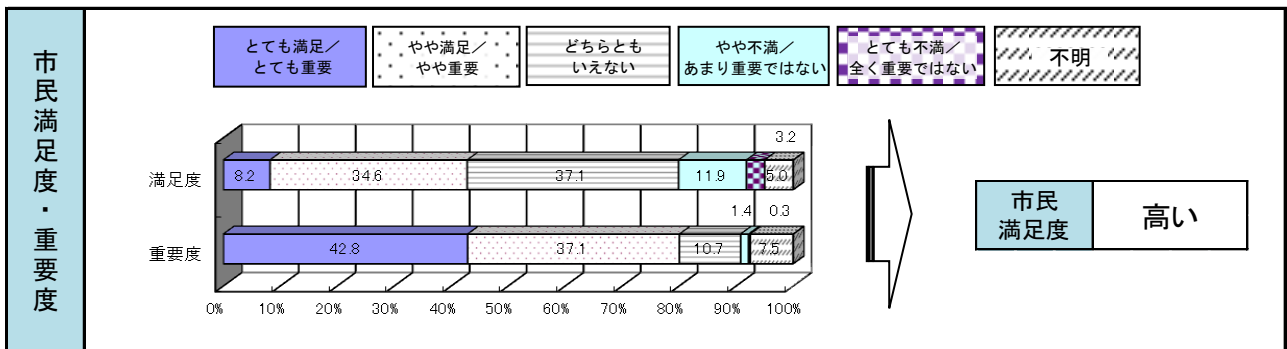
*1 3大死因

悪性新生物, 心疾患, 脳血管疾患のこと。

*2 年齢調整死亡率

人口構成の異なる集団間で比較するために, 死亡率を一定の基準人口にあてはめて算出した指標である。

*3 平成27年度の実績値は, 29年3月に公表予定。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
健康の保持増進	60	0	40	0	30	18	49	やや大きい
保健・予防の推進	35	35	30	0	20	7		
生活衛生対策の推進	85	5	0	10	10	8.5		
医療機関との連携強化	35	35	30	0	30	10.5		
健康保険制度の健全運営	50	25	25	0	10	5		

【取組内容と成果】

指標としている3大死因の死亡率は低下傾向にあり、また、市民アンケートによる「身近に健康について相談できる人がいる」、「いつでも受診できる医療機関がある」と答えた方は、約90%で横ばいと高いレベルを維持している。

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

生活習慣に起因する内臓脂肪症候群や、がん等が疑われる早期の段階から生活改善や治療に取り組めるよう、各種健診の受診勧奨、健康教育・健康相談など、身近な地域での保健活動を推進している。

成果として、3大生活習慣病の年齢調整死亡率は低下傾向にあり、H25年実績値と比較し△8.6ポイントと大きく改善している。

盛岡市まちづくり評価アンケートで「身近に健康について相談できる人がいる」と答えた市民の割合は、前年度に比較し横ばいであるが高い比率を維持している。

全結核罹患率が低下傾向にあり、常に全国平均を下回る状況となっている。

また、乳幼児予防接種の接種者の割合が高い水準を維持しており、高齢者を対象とした予防接種の接種率も50%前後の割合で推移している。

大規模イベントである国体冬季大会開催にあたり、宿舍や食品等に係る衛生上の支障が生じることなく、円滑な大会運営に貢献することができた。

【医療機関との連携】

市医師会等と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、救急医療機関からなる盛岡地区救急医療体制の周知を図ることにより、各医療機関の持つ機能をより明確にし、また、かかりつけ医の必要性も啓発するなど、役割分担と連携による医療提供体制の構築に努めた。

【医療の充実】

国保税の収納率については、納税推進センターによる早期納付勧奨や窓口や電話での積極的な口座振替の勧奨、差押えや執行停止などの滞納処分、資格適正化のための職権処理などを進めた結果、26年度目標値を達成することができた。

・特定健康診査等事業において、受診率が、平成25、26年度に引き続き向上した。(43%:速報値)

・徴収事務において、平成25、26年度に引き続き、現年度分及び滞納繰越分の収納率が向上した。

【成果を押し上げた要因】

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

特定健康診査やがん検診等の受診者を増加させる取組として、特定健康診査の受診料を無料にしたり、がん検診等のクーポン券を交付する等の対策を継続し、疾病の早期発見・早期治療につながっている。

また、特定保健指導を実施し、生活習慣の改善に取り組む市民を増やしている。

成人健診受診勧奨について、バスの吊り下げ広告の導入、公用車にPRステッカー貼付し保健活動を行うなど周知方法の工夫を行ったことに併せ、がん患者について、テレビ等で取り上げられ、早期発見の意識が高まり受診につながった。

結核罹患者の減少は、結核レントゲン検診の実施、広報等による啓発、医療機関との連携等により、市民に結核予防の重要性を周知したことによる。

「予防接種事業」において、予防接種の重要性の啓発や、高齢者に対する個別案内などを実施したことによる。

国体開催に当たっては、宿泊施設・弁当提供施設関係者対象の衛生講習会の実施、関係施設への立入検査・衛生管理の徹底に関する指導を行った。

【医療機関との連携】

市医師会や県央保健所と連携・協力し、夜間急患診療所や休日当番医、二次・三次救急医療機関からなる盛岡地区救急医療体制確保するとともに、市民にホームページ等で広報を行ったことにより、医療機関の体制が周知されてきた。

「夜間急患診療所管理運営事業」において、夜間の初期救急医療体制(内科・小児科)を年中無休で運営することにより、夜間の初期救急医療体制の充実を図った。

【医療の充実】

特定健康診査については、手紙や電話での勧奨に加えて、特に受診率の低い地域に職員が直接訪問することや地域の健康教室(講話)等の機会受診の重要性の周知を図った。

徴収事務では、処分を主眼とした高額滞納者に対する滞納整理に注力したことによる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

がん検診受診率が増加しない傾向があるが、市民自らの健康に関する問題意識を喚起することが重要となるため、啓発に力を入れる必要がある。

「乳幼児予防接種の接種者の割合」が下がった理由は幼児に対して平成25年度までは「3種混合」と「不活化ポリオ」の2つのワクチンを接種していたが、平成26年度は不活化ポリオを含んだ新しい「4種混合ワクチン」への移行が進み、「3種」及び「ポリオ」の被接種者数が大きく減少したことにより、見かけ上の接種率が減少したものである。

公衆浴場におけるレジオネラ症患者が発生するなどがあったが、食品衛生監視員・環境衛生監視員等の業務経験などスキルアップと更なる危機管理体制が整備、施設の衛生管理マニュアルや記録帳票の整備が必要とされる。

【医療機関との連携】

地域医療における初期救急医療体制(特に小児科)の整備や医師、看護師不足への対応が急がれており、特に、県内の深刻な医師不足(小児科医師の高齢化など)や夜間などに比較的軽症な救急患者が第二次・第三次救急医療機関に集中することへの解消が必要とされている。

【医療の充実】

国民健康保険の被保険者は減少傾向にあるが、医療の高度化や高額薬剤(C型肝炎特効薬等)の保険適用の開始等の影響により、1人あたりの医療費が伸びているため、支給事業費が年々伸びている。

【これからの課題】

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

3大疾病による死亡の割合は、依然として死因の約6割を占めており、病気の早期発見・早期治療のための健診受診率の向上がさらに求められる。また、生活習慣病予防や介護予防等、将来安定したQOL(生活の質)の向上を獲得するため、市民が気軽に参加できる健康教育・健康相談等の実施や健康づくりをサポートする関係機関、食生活改善推進員団体連絡協議会などと連携を図りながら、市民自らが主体的に健康づくりに取り組む環境づくりを進める必要がある。

また、全国的に食中毒の防止等、食の安全が重要な課題となっており、特に食品衛生については、法令等と最新の科学的な根拠に基づく監視指導と正しい食品衛生知識を普及啓発する取組を強化する必要がある。

(具体的項目)

- ・健康づくり行動を推進する手段として、がん検診受診者や健康教室受講者等への健康ポイント付与等の健康づくりに向けたインセンティブの提供について研究。
- ・予防保全を含めた計画的な修繕の必要性、重要性の周知。
- ・感染症の拡大防止及び予防接種の接種率向上のため、周知・啓発の継続と結核検診の要精密検査対象者へ受診勧奨。
- ・本番を迎える国体開催に当たり、衛生指導・監視業務に従事する食品衛生監視員の要員配置・確保を図る。
- ・職員の資質向上・研鑽に努め、経験の蓄積を図る。
- ・浴場施設等に係る適切な衛生管理手法(ATP検査法等)について、普及啓発を図る。

【医療機関との連携】

重症患者の治療の妨げの防止や医師の負担軽減を図るため、救急医療機関の適切な利用と「かかりつけ医」を持つという意識の醸成を図るを促す必要がある。また、医師確保問題の解決は、個々の自治体の努力のみでは困難であることから、今後とも県全体で継続的に取り組む必要がある。

(具体的項目)

- ・県内における医師の確保、特に、小児科医師負担の軽減、医師不足への対応
- ・盛岡市内における看護職員の確保と看護師養成への対応
- ・適切な受診への誘導・啓発

【医療の充実】

国保制度の健全運営は、ジェネリック医薬品活用の促しや多重・頻回受診者への訪問指導、特定健康診査・特定保健指導の実施率向上を図るとともに、健康診査等を通じた病気の早期発見・予防を推進し、医療費抑制に取り組む必要がある。

また、国保税の収納においては、滞納者の実態の把握に努め、効率的・効果的な催告、差押、執行停止、分納の進行管理を行うなど、収納率向上対策のより一層の推進が必要である。

(具体的項目)

- ・納税推進センター運営の効率化、ペイジー口座振替受付サービス利用による口座振替の勧奨の継続、コンビニ収納導入の継続など。
- ・平成30年度から国民健康保険の広域化により、都道府県が給付事務を行うこととなるが、当市の保険税収納率は年々向上はしているものの、依然県内最下位であることから、更なる収納率の向上に努める必要がある。
- ・被保険者1人1人が自らの健康の保持に努める意欲(意識)を高めていけるよう各種保健事業の充実を図る他、医療費通知やジェネリック医薬品への転換勧奨通知等により、コスト意識の醸成に努めていく必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

生活習慣病の予防及び早期発見を促すため、がん検診や特定健診の受診率の向上に努めるとともに、食生活の改善や運動習慣の定着等による一次予防に重点をおいた対策及び合併症の発症や重症化予防に重点をおいた対策を推進する。

また、健康づくりサポーターとの連携した活動により、個人の健康づくりを支援する環境を作る。

法令に基づく食品衛生、生活衛生に係る許認可・立入監視指導業務及び関連する試験検査業務などを適正に実施する。

【医療機関との連携】

すべての人が必要な医療サービスをいつでも受けられるよう、医療機関の連携と機能分担を推進するため、盛岡地区の医療体制や「かかりつけ医」の役割などを周知することにより、医療の適正な受診を促す。また、各種健康診査や訪問指導等により、市民の健康増進を図る。

【医療の充実】

保険者である盛岡市が主体的な役割を担うこととなるため、保険者として国民健康保険事業の運営の健全化に努め、被保険者に対して国保制度の周知を図る。

○ 国・県・他自治体

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

国・県、市の連携を図り、生活習慣病対策の総合的な推進、医療や介護などさまざまな分野における支援等の取組を進める。

健康格差の縮小や健康寿命の延伸に向けて、「健康日本21プラン」に基づいた啓発活動や関係団体と連携した取組を行う。

【医療機関との連携】

安定した医療体制の整備及び維持・確保に努める。医療制度の適切な運営、医師不足対策への対応、公立病院の不採算部門への適正な財源補てんなど国が果たすべき役割もある。

また、医師の確保は個々の自治体のみでは困難であることから、円滑な事業の推進のため、県などとの連携が必要である。

【医療の充実】

国民健康保険事業の健全運営のため、負担金、交付金等による保険者への財政支援が求められる。

○ 市民・NPO

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

・市民一人一人が健康づくりに関心を持ち、積極的に生活習慣の改善を行うなど、市民自ら健康を保つ活動に取り組む。

・保健推進員及び食生活改善推進員は、地域の中で健康づくりの機会を提供していく。

・検診については、委託先である医師会等との密接な連携のもと、今後も事業の推進を図る。

【医療機関との連携】

・盛岡地区の医療体制などを理解し、症状に応じた適切な受診を心がける。

・かかりつけ医を持ち、自己の健康管理に注意し、早期治療や病気の予防を心がける。

【医療の充実】

・国民健康保険制度が将来にわたり堅持され、必要なときに医療が受けられるよう、被保険者として国保税の納税を行うこと。

・医療費抑制のため、市民自らが問題意識を持ち、積極的に各種検診の受診や健康維持に取り組む必要がある。

○ 企業・その他

【健康の維持、予防、衛生対策の推進】

・働き盛りの年代の生活習慣病予防対策や喫煙によるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）の予防、受動喫煙の予防、メンタルヘルス等職場における健康づくり活動に取り組む。

【医療機関との連携】

医療機関は、患者に対して健康管理指導等を通じて信頼関係を築くように心がける。

【医療の充実】

退職被保険者の医療費や高齢者医療制度に係る財政調整に対して、一定額の負担を担う。

施策 5 障がい者福祉の充実

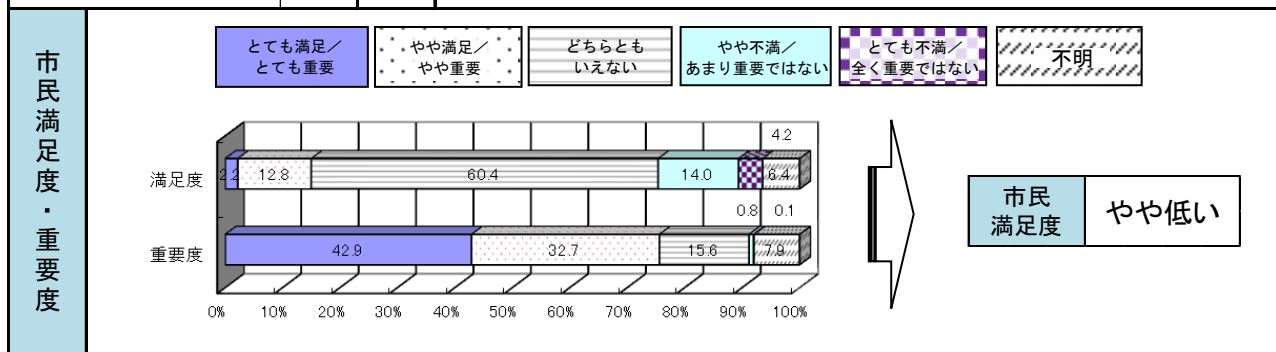
評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 伊瀬谷 渉

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	地域を構成する一員として安心して暮らすことができる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
障がい福祉サービス受給者数	↗	人	
施設, 病院から地域への移行	↗	人	
施設から一般就労への移行	↗	人	
管内事業所の障がい者雇用率	↗	%	



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
障がい者への理解と交流の促進	40	20	20	20	20	8	40	やや大きい
障がい者福祉サービスの充実	40	30	10	20	80	32		

【取組内容と成果】

【取組内容】

平成18年度から「障害者自立支援法」が施行され、国では特別対策や緊急措置により、利用者負担及び報酬の見直し等を行い、法施行当初に批判のあった項目の改善と法の定着を図ってきた。特に、利用者の応益負担については、実質的に応能負担となっていたが、平成22年12月の「障害者自立支援法」の改正によって、法律上で応能負担が位置付けられた。

平成23年8月5日公布された障害者基本法の改正により、障害者の定義の見直しが行われ、発達障害が障害者自立支援法の対象となることが明確化した。

また、「障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」により、障害者自立支援法(平成17年法律第123号)や児童福祉法(昭和22年法律第164号)等の一部が改正され、平成23年10月1日から、グループホーム、ケアホームの家賃助成、重度の視覚障害者の同行援護等が、平成24年4月1日から、相談支援の充実、障害児支援の強化等が実施された。

平成24年4月1日から、障がい児に対する通所サービスの実施主体が県から市に移行になった。市においても障がい者の地域移行や就労が促進されるよう、国の制度改善に対応しながら福祉サービスの展開を図っている。

平成27年度は盛岡市障がい者福祉計画と第4期盛岡市障がい福祉実施計画が始まり、障がいのある人もない人も、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現を目指し、障がい者への理解と交流の促進、障がい者福祉サービスの充実に向けて各種事業を実施した。

【成果】

成果としては、全ての指標において、各種福祉サービスの利用実績が上昇するなど、平成25年度実績を上回ることであり、安心して医療を受けられ、健康を保持し福祉の増進と経済的な安定が図られた。また、職員が障がい特性の疑似体験研修を受講したことで、障がい特性における理解が深まった。

しかし、施設、病院から地域への移行者数は前年を下回った。また、まちづくりアンケートにおいて、「障がいや障がい者について知っている」と答えた割合が横ばいとなるなど課題もある。

【成果を押し上げた要因】

障害者手帳所持者数に占める障がい福祉サービス受給者数の割合の伸びは、就労継続支援等を実施する事業所が増えたことでサービス提供可能量が増えたことや就労訓練の内容が多様になったこと等、障がい者の特性に応じた各種福祉サービスの提供が行われたため、利用実績の成果に結びついたと考えられる。

また、障害者手帳の手続き等で、各医療費給付事業の手続き等について案内を行うなど、対象者に周知を図ることが利用に貢献したと考えられる。

施設・病院から地域への移行については、日常生活の支援や居住場所を含む生活環境がトータルで整うことが前提であるため、準備や訓練に時間を要するケースが多く、今後ともソフトとハードの両面からの支援体制の充実が必要である。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

各種サービスは、個々の事業所で対応しているため、選択肢が限定される場合があるなど、障がい者に合致した福祉サービスが提供されていない場合がある。

施設から一般就労への移行については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めていく必要がある。

管内事業所の障がい者雇用率については、ハローワークや岩手障害者職業センター等の関係機関と連携し、各種の支援メニューを利用しながら進めているが、規模の小さい企業での就労においては業務の切り分けが難しいことから、多くの業務への対応が期待されるため、得意不得意な分野がある障がい者にとっては就労が難しいケースが多く、法定雇用率に達していない状況である。

【これからの課題】

国では、障がい者福祉制度の見直しを進め、「障害者自立支援法」が「障害者総合支援法」に改正され、平成25年4月1日から施行された。平成27年7月1日から障がい者の範囲に332疾病の難病患者が含まれたことから、医療機関や保健所と連携した制度の周知が重要である。

また、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行に合わせ、制度趣旨及び具体的取組の周知、徹底を図る必要がある。

【具体的項目】

- ・知識の維持・修正・強化を図るため、疑似体験などの障がい者の置かれている現状と障がい者施策についての研修を、市においても率先して実施する。
- ・バリアフリーマップ掲載施設の現状把握と新規施設の情報追加。
- ・個々の福祉サービス事業所間の連携や困難事例を相談できる体制の整備をすすめる。
- ・障がい者への差別解消に向け、行動要領の作成など市での率先した取組とともに、民間事業者の制度周知などを行う。

【各主体に期待する役割】

○ 市

障がいがある人の社会参加の妨げとなる偏見や誤解をなくし、共に尊重し合い、共に生きる社会を目指すため、啓発広報や福祉教育の推進、ボランティア活動の支援、スポーツ・文化活動の支援、地域団体等との協働による地域活動などを推進する必要がある。

福祉サービスの充実のため、相談、コーディネート体制の整備や手当等の経済的支援、在宅福祉の充実、施設福祉の充実、苦情解決への対応等を積極的に進める必要がある。

障がい者支援に関わる関係者で構成する、盛岡市自立支援協議会において、課題を整理し、検討を行い、サービス基盤の整備について、障がい者福祉計画に位置付けながら推進を図っていく。

国で検討が進められている制度改革により、頻繁に法改正が行われていることから、国の動向を注視し適切に対応していく。

○ 国・県・他自治体

障がい者の理解の推進や難病患者等制度改革に伴う新たな対象者への周知については、国、県が市町村をリードして実施していく必要がある。

法改正に伴い、計画相談を担当する相談支援専門員や相談支援事業所を増やすことが全国的な課題となっており、国は、財政的支援や育成の道筋を示す等市町村を支援していく必要がある。

また、制度改革に伴い新たに障害福祉サービスの対象者となった難病患者等への周知についても、全国的な課題であり、国、県での実施が望まれる。

○ 市民・NPO

障がい者が施設や病院から地域に移行していく中で、障がいのある人もない人も、等しく地域社会の一員として、それぞれが持つ心のバリアを除き、お互いに理解し合うことが必要であり、そのためには、障がい者は町内会活動やボランティア活動、スポーツ活動等に積極的に参加し交流することが重要である。

また、町内会やNPO法人は、活動の場の提供と参加しやすい雰囲気醸成が必要である。

障がい者が孤立せずに生活していくためには、地域のつながりが必要であり、NPOや地域住民によるボランティアなどの積極的なサポートが必要である。

また、障がい者数、特に重度の方が増加していることから、市町村の費用負担が増えており、行政が一定の費用負担することについて市民の理解が必要である。

○ 企業・その他

企業は、障がい者が働きやすいような仕事の切り分けや職場環境の整備を推進するなど、雇用機会の拡大や就労への支援に向けた取組を進めていく必要がある。

盛岡市自立支援協議会及び盛岡広域圏障がい者自立支援協議会において、障がい者支援に関わる関係者で課題を整理し、検討を行いながらサポート態勢の改善を図っていく。

(余白)

施策 6 生活困窮者への支援

評価責任者名	保健福祉部長 村上 秀樹
評価シート作成者名	保健福祉部次長 伊瀬谷 渉

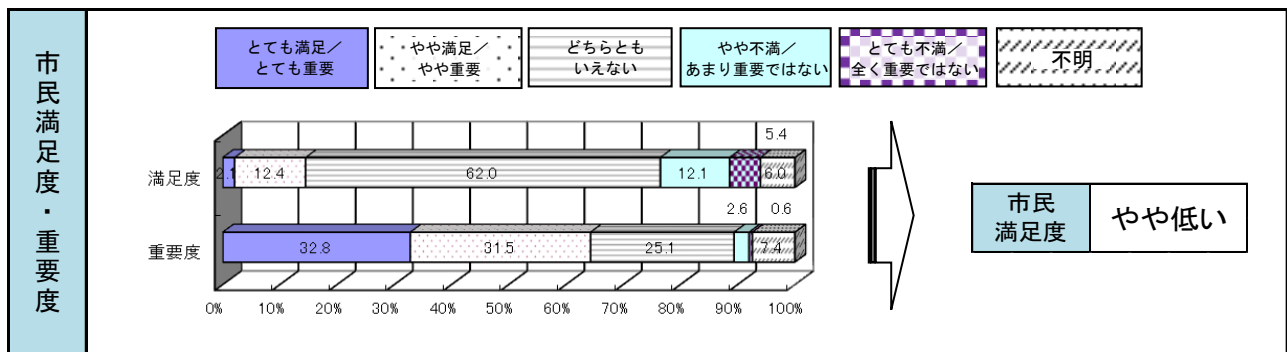
【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	生活困窮者の自立と尊厳が確保される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
生活保護受給世帯から自立した世帯の割合 (死亡・移管・失踪などを除く)	↗	%	
生活困窮者の自立支援相談の解決率*	→	%	

* 27年度から新たに設定した指標。生活困窮者自立支援法の施行(27年4月)に伴い実施する事業において実績を把握するため、当初値は表示していない。目標値については、類似事業の実績値を基に設定している。



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
生活困窮者の自立支援	30	30	30	10	80	24	44	やや大きい
安定した生活の確保	100	0	0	0	20	20		

【取組内容と成果】

・経済・雇用情勢を反映し失業等を理由とする保護受給が引き続き増加していることから、就労支援を一層推進する必要がある。このため、福祉事務所にハローワークの常設窓口を開設するなど、ハローワークとの連携を強化し就労支援事業活用プログラムを充実させるとともに、稼働能力活用プログラムや職場体験等事業を積極的に推進し、生活保護受給者を対象に経済的自立や社会参加を促進し、「生活困窮者の自立支援相談の解決率」を当初計画30%を大幅に上回る53.3%の成果を上げることができた。

・生活困窮者自立支援法に基づき、生活相談窓口「盛岡市くらしの相談支援室」を設置したほか、一定の要件の下、家賃相当額を支給する住居確保給付金の実施、子どもの学習支援として中高生に対する就学相談や中学生に対する学習支援を行い、生活困窮者の自立の促進を図った。

・住宅に困窮する低所得に低廉な家賃で住宅を提供することで社会福祉の増進をすることを担う市営住宅について、整備等の促進により管理戸数に対する入居世帯の割合を向上させることができた。

【成果を押し上げた要因】

・ハローワークとの連携強化による短期集中的な就労支援と家庭訪問等によるきめ細やかな自立支援を実施したことが、効果を上げたことに併せ、平成27年度の新規事業であるが、委託先のNPO法人は、平成26年度まで「求職者個別支援事業」を実施してきた経緯があり、生活困窮者支援に熟練したスキルを持っていたことが寄与したものと考えられる。

・市営住宅については、市営住宅の建て替えやリフォームの実施により良質な住宅に改善されたことも一因としてある。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

・新規相談者数が全国平均を大きく上回っていることなどから、事務処理の円滑執行に支障がある。
生活保護世帯の中学生の保護者、特に精神疾患を抱える保護者には、子供の養育能力に課題があるため、学習支援事業への生活保護世帯からの参加が少ない傾向がある。

・市営住宅については、計画的な建替えやリフォームを継続するための国庫補助等の予算措置が課題となっており、復興需要による工事費の高騰等もその一因となっている。

【これからの課題】

・自立支援をより一層推進するため、就労支援事業活用プログラム、稼働能力活用プログラム、職場体験等事業の対象者を一層拡大していく必要がある。アウトリーチを含めた対策を図り、幅広く対象者の把握に努める必要がある。

また、子どもの学習支援については、就学相談による高校進学への意欲づけや高校中退防止、学習支援による学力向上や居場所づくりなど将来的な社会的自立に向けた支援を充実させ、貧困の連鎖の解消を図っていく必要がある。

・市営住宅については、引き続き盛岡市市営住宅長寿命化計画に基づく計画的な建て替えや修繕等を実施する。
また、市営住宅の建て替えや修繕等に必要となる事業費の縮減を図る工夫も必要となる。

【各主体に期待する役割】

○ 市

市民生活を守る制度の適正かつ公平な執行により、市民の心身の健康の保持と生活の安定を図り、経済的自立を進める必要があるため、適正な生活保護事業、医療費給付事業の実施に併せ、第二のセーフティネットである生活困窮者自立支援制度の活用や生活保護世帯からの自立率向上に向けた支援プログラムの充実を図っていく。

市営住宅における高齢化に対応した居住環境の整備を進める。また、市営住宅は市が主体的に事業を進める必要があるため、特に、市営住宅における高齢化に対応した居住環境の整備などを実施していく。

○ 国・県・他自治体

生活困窮者自立支援法の運用について、国は自治体と共通認識のもと内容の充実にも努める必要がある。

○ 市民・NPO

地域における声掛けや見守りへの取り組みや自立相談支援機関の運営、生活困窮者支援のネットワークへの取組を進める。

○ 企業・その他

企業において、雇用促進、職業訓練事業への取組を進める。

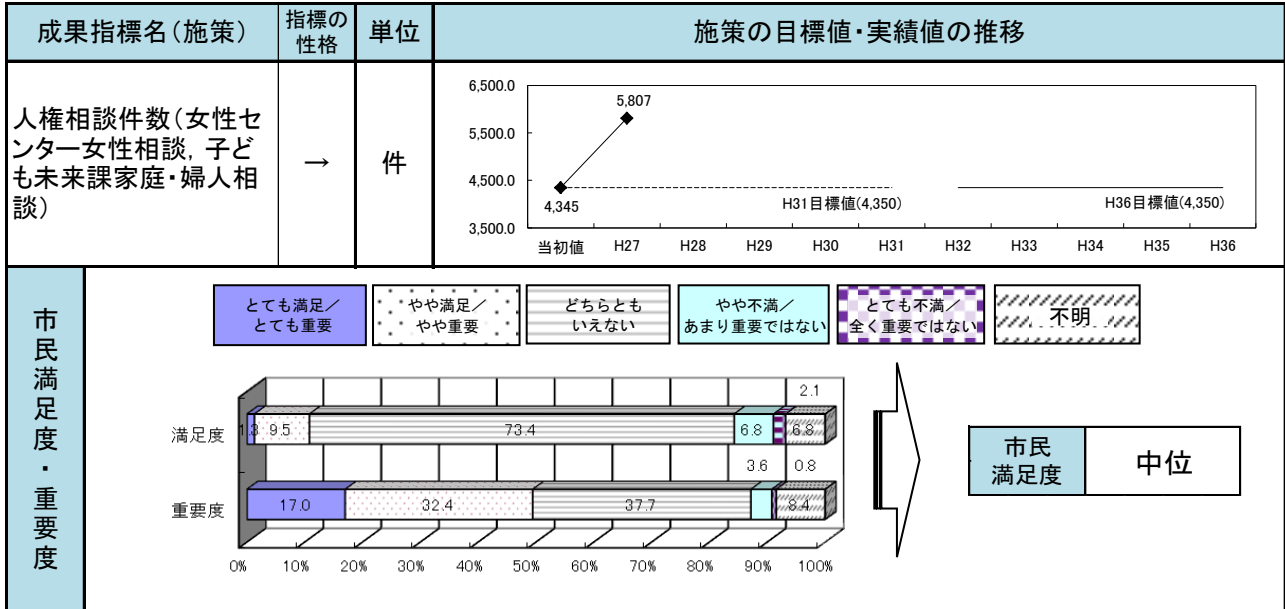
施策 7 人権尊重・男女共同参画の推進

評価責任者名	総務部長 柴田 道明
評価シート作成者名	総務部次長 佐藤 聡

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	お互いを理解し, 尊重し, 個性と能力を發揮できる

【成果指標等の状況】



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
平和・人権啓発の推進	50	50	0	0	50	25	45	やや大きい
男女共同参画の推進	40	20	20	20	50	20		

【取組内容と成果】

(取組内容)

【平和・人権啓発の推進】

- ・非核平和都市宣言に基づき、中央公民館等において原爆写真パネル展を実施したほか、非核都市宣言をした自治体で構成される日本非核宣言自治体協議会への加盟を継続した。(分担金の支出)
- ・人権擁護委員が組織する盛岡人権擁護委員協議会の活動に資する補助金を支出した。
- ・先の戦争における戦没者に対し追悼の意を表するとともに、恒久平和を願い、盛岡劇場において戦没者追悼式を挙

【男女共同参画の推進】

- ・第2次盛岡市男女共同参画推進計画に基づき、情報紙「あの・なはん」の発行、日本女性会議への市民の派遣や人材育成講座の開催などによるリーダーの養成、もりおか女性センターが中心となり各種啓発活動、支援講座を実施した。
- ・もりおか女性センターにおいて女性相談を実施したほか、男女共同参画週間もりおか展、女性センターフェスティバル、女性に対する暴力をなくす運動等のイベントや各種講座を開催した。
- ・男女共同参画を推進する団体の取組を支援するとともに、市民への啓発を図った。
- ・このほか、第2次盛岡市男女共同参画推進計画(なはんプラン2025)に掲げる基本目標、「政策や方針決定過程への女性の参画促進」「市民への男女共同参画の理解と促進」「男女のワーク・ライフ・バランスの実現」「男女のあらゆる分野への参画機会の拡充」「女性に対するあらゆる暴力の根絶」に向け、各部等において施策を展開した。
- ・女性センター内配偶者暴力相談支援センターにおいて、DVに対する相談や支援を行った。

(成果)

- ・男女共同参画推進リーダー育成研修事業において日本女性会議に派遣された市民が、推進リーダーとして活躍している。
- ・DV相談により多くの市民の支援を行った。
- ・成果指標としている人権相談件数は、当初値(H25実績)から約1,400件(3割増)、前年度実績からも約700件増えており、「維持する」とした指標の性格からは乖離した。

【成果を押し上げた要因】

- ・男女共同参画推進リーダー研修の研修生が、日本女性会議の参加に加え、事前・事後研修や報告会の準備を通じて、男女共同参画に対する理解を深めたこと。
- ・DV防止週間等のイベント参加者数が伸びており、認知が高まったこと。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

人権に関する相談は、相談窓口の周知が図られ利用者が増える一方で、解決などにより相談を必要とする人が減る(相談件数が減)ことが理想であることから、中長期的には相談件数を維持することを目指しているが、現状は、女性センターが実施する女性相談に比べて、子ども未来課が実施する家庭相談及び婦人相談が増加している。要因としては、これまで相談してこなかった相談者が顕在化したことも考えられる。

【これからの課題】

平和・人権啓発の推進については、戦後70年を経過し戦争体験者が減ってきており風化が懸念される。国外に目を向けると紛争やテロが相次いでおり、改めて多くの市民が平和の尊さを認識する機会の提供が求められる。

男女共同参画の推進については、国が示す男女共同参画基本計画に基づき、目指すべき男女共同参画社会とはどのような社会なのか認識した上で、女性参画の拡大やワークライフバランスの推進、女性に対する暴力の根絶など、各部署が施策を展開することが重要である。また、人権相談については、相談件数の増加とともに内容も複雑化しており、早期解決に向けて、相談員の資質の向上及び関係機関とのさらなる連携を図る必要がある。

※成果指標として、子ども未来課所管の「家庭相談」「婦人相談」の件数を加えているが、当該事業は、「施策2 子ども・子育て、若者への支援」を構成していることから、見直しが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

- ・非核平和都市宣言や戦没者追悼式の事業について中心的な役割を担う。
- ・人権啓発の推進に当たり国・県・関係機関と連携する。
- ・庁内各部署における男女共同参画に係る取組を推進するとともに、市民団体等への啓発を行う。
- ・様々な分野において女性登用を促進する。

○ 国・県・他自治体

- ・核兵器廃絶と恒久平和実現のための事業実施に当たり協力体制を築く。
- ・人権啓発の推進に当たり市と連携する。
- ・DV被害者の安全を守るため警察等関係機関と連携する。
- ・様々な分野において女性登用を促進する。

○ 市民・NPO

- ・平和の尊さを理解し次代へ伝える。
- ・人権に対する理解を深める。
- ・DV被害の防止のため子どもの頃から暴力を許さない意識作りを行う。
- ・様々な分野において女性登用を促進する。

○ 企業・その他

- ・様々な分野において女性登用を促進する。
- ・女性の活躍の推進に関する取組を積極的に行う。

(余白)

施策 8 安全・安心な暮らしの確保

評価責任者名 総務部長 柴田 道明

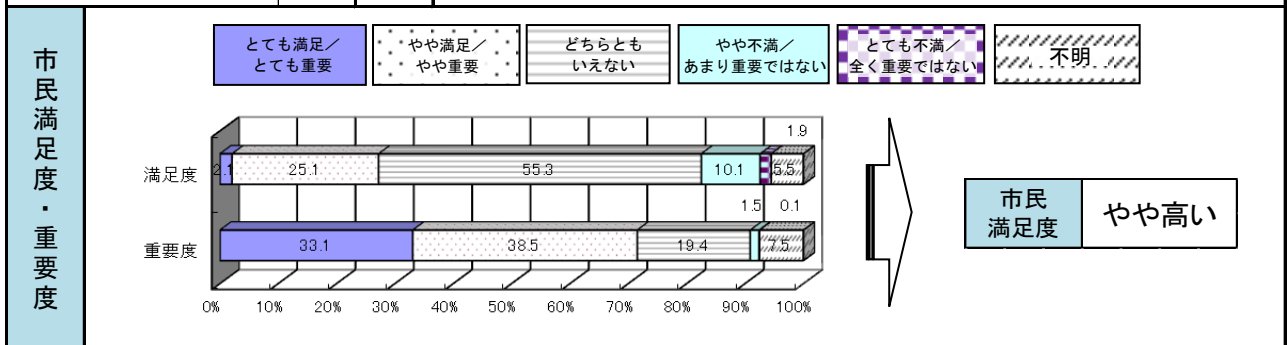
評価シート作成者名 副消防防災監 高橋 元一

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民・関係機関・市域	安全・安心な暮らしが確保される

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
まちづくり評価アンケート調査「避難場所を知っている」と答えた市民の割合	↑	%	
まちづくり評価アンケート調査「防災対策をしている」と答えた市民の割合	↑	%	
人口1万人当たりの火災発生件数	→	件	
人口1万人当たりの刑法犯発生件数	→	件	
不適正な管理状態にある空き家等の相談件数	↑	件	
消費生活相談の解決率(解決した件数/消費生活相談件数)	↑	%	



【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
危険箇所の解消	50	50	0	0	15	7.5	44.25	やや大きい
地域防災力の強化	50	20	20	10	20	10		
消防・救急の充実	40	20	20	20	20	8		
交通安全の推進	25	25	25	25	15	3.75		
防犯対策の推進	40	30	30	0	10	4		
空き家等対策の推進	50	25	25	0	10	5		
消費者の自立支援	60	10	10	20	10	6		

【取組内容と成果】

【危険箇所の解消】

引き続き、準用河川の整備を進めた。

【地域防災力の強化】

自然災害から市民の生命・身体を守り、被害を軽減するため、市民の防災・減災意識の高揚、自主防災組織の結成促進、防災関係機関との連携などに取り組んだ。

【救急・消防の充実】

市民協働の防火の取組として、住宅用火災警報器設置の普及推進に努めるとともに、住民の防火意識の高揚や自主防災組織の結成促進に努め、婦人防火クラブや婦人消防協力隊の活動支援を行ったほか、消防団員の資質向上や安全管理の徹底に資するため、消火活動に関する研修等を実施し、各種装備を計画的に配備した。また、救命率の向上を図るため、町内会・自治会や事業所に対して、常備消防と連携しながら、応急手当の普及を図った。

【交通安全の推進】

市民が交通事故に遭わないよう、警察署及び交通安全協会と連携し、交通安全教室の開催、高齢者への在宅訪問指導、交通指導員による朝夕の街頭指導を行うなど、交通安全意識の浸透を図った。

【防犯対策の推進】

盛岡市防犯活動推進計画に基づき自主防犯活動団体への防犯パトロール用品の支給や町内会を対象とした防犯知識を高める講習会の開催及び広報紙への防犯啓発記事の掲載などの事業や支援を行った。人口1万人当たりの刑法犯発生件数は57.6件となっており、この数値は近隣自治体に比較すればまだ高い数値ではあるが、全国86.5件と比較して低い状況にあり、市民の防犯意識が向上していることが表れている。

【空き家等対策の推進】

周辺の生活環境に影響を及ぼしている空き家・空き地の所有者等に対して、適正管理に係る助言等を行い、所有者等の責任において是正措置がとられるよう働きかけを行った。また、「盛岡市空き家等対策計画」を策定するとともに、町内会・自治会との協働による空き家等実態調査を実施した。その結果、空き家等の不適正な管理に係る相談件数が167件となり、その所有者等全てに対して、適切な管理の助言等を実施した。

【消費者の自立支援】

平成22年度から盛岡広域圏8市町で消費者行政の共同実施に取り組んでおり、盛岡市消費生活センターはその中核として、相談体制の充実を図りながらきめ細かな対応と消費者教育啓発活動を実施してきた。その結果、消費生活相談の解決率は98.8%となり、ほぼ目標値に達した。

【成果を押し上げた要因】

【地域防災力の強化】

全国各地で大規模な自然災害が発生していることや、自主防災組織等を中心とする地域での防災・減災への取組が普及し、災害発生時の避難に対する関心が高まったことにより、「避難場所を知っている」と回答した市民の割合が増加したものと考ええる。

【防災対策の推進】

犯罪防止活動は地域ごとの日常の取組が重要であり、その観点から自主防犯活動団体や町内会等と連携しながら各般の取組を進めてきたことから、人口1万人当たりの刑法犯発生件数の減少につながっているものと考ええる。

【空き家対策の推進】

「盛岡市空き家等対策計画」を策定し、町内会・自治会との協働により空き家等実態調査を実施するなど、積極的な対応に努めたことから、相談件数の増加につながったものと考ええる。

【消費者の自立支援】

盛岡広域圏を含んだ出前講座・啓発紙の配布等の消費者教育啓発活動の取組と、積極的な研修参加や研修実施等を行い相談員のスキルアップを図る等、相談体制の充実に努めるとともに、きめ細かな対応を実施してきており、また、弁護士会や警察等関係機関との緊密な連携に努めてきたことが、消費生活相談の解決率を押し上げた要因と考ええる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

【危険箇所の解消】

準用河川整備率の向上に向けて、更なる事業費の確保が課題となっている。

【地域防災力の強化】

国・県の浸水想定区域の見直し等を反映した防災マップの作成・市民への配布、老朽化している防災行政無線（玉山地域）の更新、防災ラジオの普及（旧盛岡市域）、避難所標示板の整備など、災害時に市民が迅速かつ的確に避難行動をとることができるような環境づくりを進めるとともに、自主防災組織の結成促進・育成強化を図る必要がある。

【救急・消防の充実】

消防団の消防防災活動に必要な装備の整備を進めるとともに、消防団員に対する環境整備を図りながら、消防団の幹部等による団員確保の取組を行うほか、新採用職員を対象とする体験入団の継続実施やその他の職員に対する呼びかけを行うなどの取組が必要である。

【交通安全の推進】

県内における交通事故死者数に占める高齢者の割合が高いこと、また、市内における全事故に占める自転車事故の割合が県内の割合に比べ高いことから、高齢者の事故防止啓発活動及び自転車利用者の事故防止啓発活動に重点的に取り組む必要がある。

【防犯対策の推進】

市の刑法犯発生件数は平成13年以降減少傾向が続いているが、無施錠被害の割合が高い状況が続いていることから、鍵かけ励行の啓発活動に力を入れる必要がある。

【空き家等対策の推進】

管理方法等に関する相談会を実施するほか、法令に基づく代執行又は応急措置を行う場合の予算の確保に努める必要がある。

【消費者の自立支援】

消費生活相談案件は、年々複雑化・多様化してきており、消費者関連法についても社会情勢の変化を受けて随時の見直し・改正されてきていることから、専門機関が実施する各種研修の受講など、相談員の継続的なスキルアップが必要である。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【危険箇所の解消】

水害などの自然災害に備えて河川改修の促進を図るとともに、被害が最小限になるように危険箇所の周知を図る。

【地域防災力の強化】

市民の生命、身体及び財産を災害から守るため、防災関係機関等の協力を得て防災活動を実施するほか、防災マップの作成・配布により市民に対し地域の災害リスクや避難所を周知し、防災行政無線（玉山地域）の再整備など市民に対する災害情報の伝達体制を整え、各避難所に標示板を整備し、備蓄の充実を図るなど、災害時に市民が迅速・的確に避難行動をとることができるような環境づくりを進める。

【救急・消防の充実】

市民に防火意識の高揚を図るとともに、複雑多様化する災害に対応するため、消防施設や装備等の整備を計画的に行うほか、住宅火災による死者の低減を図るため、すべての住宅に住宅用火災警報器が設置を推進する。また、救命率向上のため、救急救助体制の充実を図る。

【交通安全の推進】

市民への直接的な啓発活動のほか、近隣市町村との連携に中心的な役割を担う。

【防犯対策の推進】

市民への啓発活動のほか、盛岡市防犯協会に対する補助事業や警察等関係機関と連携して施策を展開する。

【空き家等対策の推進】

適正管理に係る助言等や利活用の推進など、中心的な役割を担う。

【消費者の自立支援】

消費生活相談、消費者教育の実施、消費生活全般に関する知識の普及及び消費者の自立に必要な情報の提供を行うなど、消費者の利益の擁護及び増進に関する施策を推進する。

○ 国・県・他自治体

【危険箇所の解消】

国・県は、それぞれが管理する河川施設の整備を進めるほか、県は土砂災害対策としてハード整備を進める。

【地域防災力の強化】

県は、自ら防災活動を実施し、市を含む防災関係機関が処理する防災に関する事業を支援し、総合調整を行う。

【救急・消防の充実】

国・県は、市が行う消防・救急体制の充実に向けた事業に対する支援と全体的な調整を行う。

【交通安全の推進】及び【防犯対策の推進】

県は、市町村への情報提供や全県的な取組に関する中心的な役割を担う。

【空き家等対策の推進】

国・県は、市町村への情報提供や財政支援、空き家等対策の充実等、市町村を積極的に支援することが期待される。

【消費者の自立支援】

国・県は、消費者の利益の擁護及び増進に関する制度を整備し、必要な施策を推進する。

○ 市民・NPO

【地域防災力の強化】

自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、食料等の備蓄、建物の補強など、自主的な防災・減災対策を講ずる。また、「自分達の地域は自分達で守る。」という連帯感のもと、自主防災組織を結成するとともに、同組織等を中心に、自主的な防災体制の確立を図る。

【救急・消防の充実】

住宅火災を防止するため、婦人防火クラブや婦人消防協力隊が中心となり、火災予防活動に努める。

【交通安全の推進】

市民にとって身近な問題であることから、一人ひとりが積極的に取り組む。

【防犯対策の推進】

地域の防犯に日常的に取り組む。

【空き家等対策の推進】

空き家等の所有者が、自己責任において対策を講ずることが求められている。

【消費者の自立支援】

市民(消費者)は、消費生活全般に関する知識の取得及び情報の収集等、自主的な行動に努める。また、消費者団体等は消費生活に関する情報の収集及び提供並びに意見の表明、消費者に対する啓発及び教育、消費者被害の防止及び救済のための活動など消費生活の安定及び向上を図るための行動をとる。

○ 企業・その他

【地域防災力の強化】

事業活動に当たり、地域構成員であることを自覚し、地域の防災活動に協力するとともに、市が行う防災に関する事業及び災害時の救援・救助活動に協力する。

【救急・消防の充実】

自衛消防隊を組織し、火災予防に努めるとともに、事業所内等の火災の初期消火を担い、被害の軽減を図る。

【交通安全の推進】

職員の通勤や業務活動自体にも関わるテーマであることを踏まえ、主体的に取り組む。

【消費者の自立支援】

消費者の安全及び消費者との取引における公正を確保し、消費者との間に生じた苦情等に対し適切に対応(処理)するとともに、国・地方公共団体が実施する施策に協力する。

施策 9 地域コミュニティの維持・活性化

評価責任者名	市民部長 細川 恒
評価シート作成者名	市民部次長 中村 俊行

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民	互いに協力しながら地域の暮らしが良くなる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移
まちづくり評価アンケート調査「この1年間に地域のコミュニティ活動に参加したことがある」と答えた市民の割合	↑	%	
市民満足度・重要度			

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
コミュニティ活動の支援	50	0	40	10	100	50	50	やや大きい

【取組内容と成果】

町内会・自治会においては地域の安全・安心を守る活動や住民同士の親睦を深める活動が自主的に行われており、また市の施策に対しても理解と協力をいただきながら、連携してまちづくりを進めている。また、コミュニティ推進地区組織においては、地域の連帯を深める活動が行われており、地区にあるさまざまな主体と一緒にあって、地域の課題解決・将来像の実現に向けた、地域協働による取組が現在12の地区で進められている。しかし、少子高齢化の進行により活動の担い手が不足している、活動への参加者が少ないといった、地縁団体の持続的な活動に対する不安が生じてきており、これらの課題を市と地域と一緒にあって解決する必要がある。平成27年度は、市民協働の推進等を支援するため2つの公民館に市民協働推進センターを設置するモデル事業を実施したほか、平成24年度からは公衆街路灯電気料給付金・補助金事業の支払方法を市が東北電力に直接支払う方式に変更、平成28年度からは市の複数の部署に分かれていた補助制度の一本化、地域担当職員の配置など町内会等の負担軽減を目指して町内会・自治会等の支援に取り組んでいる。

【成果を押し上げた要因】

コミュニティ活動の中核となる町内会・自治会等は、市が市民協働を進める上で重要なパートナーと捉え、既存事業の中で無駄を削減していく意識の徹底と、先例にとらわれず、住民の視点で改善を目指す方法論を模索した。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【これからの課題】

コミュニティ組織存続のための町内会・自治会等への行政の支援は、全国的にも課題になっているものであり、存続可能な環境を整えるために行政ができることを一つ一つ進める必要がある。

【各主体に期待する役割】

○ 市

町内会・自治会、コミュニティ推進地区組織に対しては、対等のパートナーとしての意識を持ちつつ支援していく。

○ 国・県・他自治体

住民の人間関係の希薄化に伴う町内会・自治会等の在り方について、国全体の課題として対応策に取り組む。

○ 市民・NPO

地域活動において、引き続き中心的な役割を担ってほしい。

○ 企業・その他

今後において、協働のまちづくりを担う新たな主体のひとつとして、より積極的な活動が望まれる。

施策 10 生活環境の保全

評価責任者名	環境部長 伊藤 純
評価シート作成者名	環境部次長 根本 俊英

【施策の目的(目指す姿)】

対象 (誰を, 何を対象としているか)	意図 (この施策より対象をどのように変えるのか)
市民, 市域	身近な生活環境が良好に保たれる

【成果指標等の状況】

成果指標名(施策)	指標の性格	単位	施策の目標値・実績値の推移						
まちづくり評価アンケート調査「清潔で衛生的, 公害がないといった点で, きれいなまちだと思う」と答えた市民の割合	↗	%							
焼却処理施設での年間処理量	↘	t							
市民満足度・重要度	<table border="1"> <tr> <td>とても満足 / とても重要</td> <td>やや満足 / やや重要</td> <td>どちらとも いえない</td> <td>やや不満 / あまり重要ではない</td> <td>とても不満 / 全く重要ではない</td> <td>不明</td> </tr> </table>		とても満足 / とても重要	やや満足 / やや重要	どちらとも いえない	やや不満 / あまり重要ではない	とても不満 / 全く重要ではない	不明	
	とても満足 / とても重要	やや満足 / やや重要	どちらとも いえない	やや不満 / あまり重要ではない	とても不満 / 全く重要ではない	不明			

【役割分担分析】

小施策名	役割分担比重(%)				小施策間 指数(B)	市の役割 分担比重 (A×B÷ 100)	合計(%)	市の役割 発揮度
	市(A)	国・県・他 自治体	市民・ NPO	企業・ その他				
環境衛生の確保	35	0	35	30	50	17.5	27.5	やや小さい
公害の防止	20	20	30	30	50	10		

【取組内容と成果】

【環境衛生の確保】

盛岡地域内の塵芥収集運搬業務の民間委託を拡大した。

【公害の防止】

・公害防止関係法令に基づき、大気、水質、騒音、振動、臭気の測定・監視を行い、その結果を公表した。
・大気、水質、騒音・振動とも環境基準適合率が高い水準で推移しているため、市民アンケート結果における成果として表れたものと考えられる。
・公害防止対策協議会及び公害監視委員会からの指導助言等により、排ガス基準値順守継続日数が2,000日を越え、地域住民との公害防止協定を継続して守ることができた。

【成果を押し上げた要因】

【環境衛生の確保】

委託の拡大に向け収集センターの現場職員と十分に協議を行った。

【公害の防止】

保守点検業務を確実に実施することにより各種測定機器の状態が良好に維持されていることのほか、運転監視員が安定運転に係る知識や技術を圭置くして研鑽習得してきたことが大きな要因と考えられる。

【目標と成果とにギャップがある場合、その要因】

【公害の防止】

大気については、一部環境基準の超過(光化学オキシダント、微小粒子状物質PM2.5)がみられ、水質についても、一部環境基準の超過(河川における大腸菌群)がみられる。

【これからの課題】

【環境衛生の確保】

塵芥収集運搬を委託している地区が飛び飛びになっていることから、収集時間や地区の収集量を的確に把握することができないので、委託地区を整理し地区割りを見直す必要がある。

【公害の防止】

PM2.5の成分分析や県内外の状況について調査し、低減に向けた対応を図る。

【各主体に期待する役割】

○ 市

【環境衛生の確保】

・市民への生活環境の保全に係る啓発活動や環境関連の学習の拡充を図る。
・事業者、許可業者への適正処理の指導を図る。
・地域、企業、団体等の清掃活動を支援し、啓発活動を実施して環境美化を推進する。

【公害の防止】

・事業者に対する公害防止の啓発や適正な届出の指導を行う。

○ 国・県・他自治体

【環境衛生の確保】及び【公害の防止】

適正な法規制を推進し、全国・全県的な趨勢や動向に関する情報提供を行う。

○ 市民・NPO

【環境衛生の確保】

・清掃活動や集団資源回収などに積極的に取り組み、環境に配慮した暮らしをこころがける。
・地域では、まちの美化活動に取り組み、自発的な環境保全活動に取り組む人の輪を広げる。

【公害の防止】

環境保全に関する身近な取組を実践する。

○ 企業・その他

【環境衛生の確保】

清掃活動などの美化活動に積極的に取り組むと共に資源化を図り、やむを得ず発生するごみについては自己の責任において、適正に処理を行う。

【公害の防止】

公害の防止を徹底する。